

資料 3

令和 8 年度デジタル技術活用人材育成事業業務

企画提案書作成要領

令和 8 年 4 月

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県が実施する「令和8年度デジタル技術活用人材育成事業業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画提案実施要領」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

参加者は、資料2「業務仕様書」の趣旨を踏まえ、下記の各提案項目について必要な書類を作成し、提案することとする。

(1) 企画提案書記載内容【様式は任意とする】

業務仕様書に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

- ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- イ 具体的実施内容及び方法
- ウ 実施スケジュール
- エ 業務の監理体制

(2) 企画提案書作成時留意事項

企画提案書の構成

参加者は、前述の内容を踏まえ、下記の必要書類を含んだ企画提案書を提出するものとする。

- ア 企画提案書本文（上記1(1)による。様式任意）
- イ 業務の監理体制 【様式2 業務の監理体制に記載すること】
委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（担当者、役割分担、意思決定等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

2 費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、積算した金額の 110 分の 100 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- (3) 費用積算内訳書は、提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也宛に、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

3 企画提案書等の提出部数

企画提案書	正本	1部
〃	副本	3部
費用積算内訳書	正本	1部
〃	副本	3部

4 その他留意事項

- (1) 提案は、全て提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各頁の下部中央に印字すること。
- (4) 企画提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。